

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 1

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第38号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 環境配慮型工場等 新設し、又は増設された工場等であって、省エネルギー（北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第2条第1号に規定する省エネルギーをいう。）を目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギー（同条第2号に規定する新エネルギーをいう。）の活用により工場等におけるエネルギーの消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めたものをいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 常用雇用者の人数 常用雇用者及び出向者（出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る。）の数の合計をいう。

第2条に次の1項を加える。

2 前項第3号の「出向者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

(1) 道外の他の事業者から出向している者であること。

(2) 工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること。

(3) 道内に住所を有する者であること。

第4条第1項第1号中「第3号」の次に「及び第4号」を加え、同項第3号中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（次号に掲げるものを除く。以下「本社機能移転事業（設備投資）」という。）。

第5条第5項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改める。

第6条第3項並びに第4項第4号及び第5号中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同項第8号中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、「データセンター事業」の次に「本社機能移転事業（設備投資）」を加え、同項第9号中「区分」の次に「及び業種（事業）」を加え、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）

第6条第7項中「平成40年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

第7条第1項第4号中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同項第5号中「区分」の次に「又は業種（事業）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）

第13条第2項及び第15条第2項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改める。

第21条第2号中「生産管理、」を「生産管理又は」、「」等の「」を「」、脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係る」に改め、同条第3号中「別表第4において「育成事業」を「同表において「育成事業（派遣）」という。）、脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係る研修等を実施するための講師の招へいのために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業（同表において「育成事業（招へい）」に、「別表第4において「確保事業」を「同表において「確保事業」に改め、同条第4号中「、別表第4」を「、同表」に改める。

別表第1の類型Iの部成長産業分野の款航空機関連製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）の項中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、同款中

本社機能移転事業	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。
----------	--

を

本社機能移転事業（設備投資）	道内（札幌市の区域を除く。）に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。 ア 投資額が1億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
----------------	--

に改め、

本社機能移転事業（賃借）	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅷ」という。）。
--------------	--

同部発展基盤施設分野の款自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。以下この表及び次表において同じ。）の項中「基準Ⅷ」を「基準Ⅸ」に改め、同款高度物流関連事業（別表第3の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「基準Ⅸ」を「基準Ⅹ」に改め、同表の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款を次のように改める。

市町村連携促進分野	製造業	次のいずれかに該当すること。 ア 道内の工業団地内に製造業に係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅺ」という。）。 (ア) 投資額が5,000万円以上であること。 (イ) 雇用増が5人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。 (ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。 イ 道内の特別対策地域内に工場等の
	植物工場	
	自然科学研究所	
	高度物流関連事業	
	データセンター事業	
	IT産業（別表第3の12の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第4において同じ。）	
コールセンター事業（別表第3の13の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）		

	新設若しくは増設をする場合又は道内の地域経済牽引事業促進法適用地域内に工場等の新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。）で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅻ」という。）。 (ア) 投資額が2,500万円以上であること。 (イ) 雇用増が5人（当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。 (ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。
--	--

別表第1の備考中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、同表の備考6の事項(2)を次のように改める。

- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域

別表第1の備考中6の事項を5の事項とし、7の事項を6の事項とし、8の事項を7の事項とする。

別表第2の類型Ⅰの部成長産業分野の款自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するものの項、航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するものの項及び高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するものの項中「100分の10」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）」を、「100分の5」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）」を加え、「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、同款電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するものの項、医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するものの項、基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するものの項及び食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するものの項中「100分の10」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）」を、「100分の5」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）」を加え、同款新エネルギー供給業で、基準Ⅳに該当するものの項を次のように改める。

新エネルギー供給業で、 基準Ⅳに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の2.5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の3.5）に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）	1億5,000万円
---------------------------	---	-----------

別表第2の類型Ⅰの部成長産業分野の款新エネルギー関連製造業で、基準Ⅴに該当するものの項ア中「100分の10」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）」を加え、同項イ中「100分の5」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）」を加え、同款中

本社機能移転事業で、 基準Ⅶに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1年につき1,000万円を超えるときは、1年につき1,000万円）	-
--------------------------	--	---

を

本社機能移転事業（設備投資）で、 基準Ⅶに該当するもの	投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）	-
本社機能移転事業（賃借）で、 基準Ⅷに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1年につき1,000万円を超えるときは、1年につき1,000万円）	-

に改め、

同部発展基盤施設分野の款を次のように改める。

発展基盤施設分野	自然科学研究所で、 基準Ⅸに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
	高度物流関連事業で、 基準Ⅹに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円）	6億5,000万円

別表第2の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款製造業又は植物工場で、基準Ⅹに該当するものの項中「基準Ⅹ」を「基準Ⅺ」に改め、同項ア中「100分の8」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の9）」を加え、同項イ中「100分の4」の次に「（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の5）」を加え、同款製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はコールセンター事業で、基準Ⅺに該当するものの項中「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業」を「IT産業」に、「基準Ⅺ」を「基準Ⅻ」に改め、同項ア中「100分の4（）」の次に「環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の5、」を加え、「又は旧企業立地促進法適用地域の特例」を削り、「は、100分の8」を「にあっては投資額の100分の8、環境配慮型工場等に該当する場合であって地域経済牽引事業促進法適用地域特例のときにあっては投資額の100分の9」に改め、同表の備考中3の事項を削り、4の事項を3の事項とする。

別表第3の2の事項を次のように改める。

2 宇宙・航空機関連製造業

- 1 航空機・同附属品製造業
- 2 その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルン製造業に限る。）

別表第3の11の事項(1)中「貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）」を「一類倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の4第1項に規定する一類倉庫をいう。）、二類倉庫（同令第3条の5第1項に規定する二類倉庫をいう。）、三類倉庫（同令第3条の6第1項に規定する三類倉庫をいう。）若しくは貯蔵槽倉庫（同令）」に改め、同表中12の事項を13の事項とし、11の事項の次に次の1事項を加える。

12 IT産業

- 1 ソフトウェア業
- 2 情報処理・提供サービス業
- 3 インターネット附随サービス業

別表第3の備考中「及び9」を「、9及び12」に改める。

別表第4第3号中

産業人材育成・確保支援事業（育成事業）	滞在費及び往復の交通費（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものに限る。）	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円）
---------------------	--	--

を

産業人材育成・確保支援事業（育成事業（派遣））	滞在費及び往復の交通費（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものに限る。）	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円）
産業人材育成・確保支援事業（育	滞在費及び往復の交	対象経費の2分の1

に改

成事業（招へい））	通費、授業料、会場借上料、その他研修等の実施のために特に必要と認められる経費	以内の額（その額が50万円を超えるときは、50万円）
-----------	--	----------------------------

め、同表第4号中「及びソフトウェア業」を削り、「若しくは環境・エネルギー産業」を「、環境・エネルギー産業」に、「の中小企業者等が」を「若しくはIT産業の中小企業者等が」に、「又は環境・エネルギー産業」を「、環境・エネルギー産業又はIT産業」に改める。

別記第1号様式別紙3の事項(2)及び(3)中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同様式別紙4の事項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同事項に次のように加える。

(7) 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

ア 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量

イ 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量

ウ $イ \div ア \times 100$

別記第1号様式別紙5の事項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同様式別紙6の事項中

既存常用雇用者数	内 訳	(既存常用雇用)	/
		(道内事業所転入)	
		(既存常用雇用者 計)	
新規常用雇用者数	内 訳	(新規常用雇用)	/
		(道外事業所転入)	
		(新規常用雇用者 計)	

を

既存常用雇用者数	内	(既存常用雇用)	/
		(出向者)	

		内 訳	(道内事業所転入)	
			(既存常用雇用者 計)	
新規常用雇用者数		内 訳	(新規常用雇用)	
			(出向者)	
			(道外事業所転入)	
			(新規常用雇用者 計)	

に改め、同事項の

注の事項中「者及び」を「者、出向者及び」に改め、同様式別紙8の事項の末尾欄外注の事項中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、「データセンター事業」の次に「本社機能移転事業（設備投資）」を加え、同様式別紙9の事項を次のように改める。

- 9 認定を受けようとする類型の区分及び業種（事業）
 類型（別表第1の類型を記入すること。）
 業種（事業）（別表第1の業種（事業）を記入すること。）

別記第1号様式別紙9の事項の次に次の1事項を加える。

- 10 環境配慮型工場等の該当の有無 有・無

別記第5号様式2の事項を次のように改める。

- 2 申請を行う類型の区分及び業種（事業）
 類型（別表第1の類型を記入すること。）
 業種（事業）（別表第1の業種（事業）を記入すること。）

別記第5号様式10の事項を11の事項とし、9の事項を10の事項とし、8の事項を9の事項とし、同様式7の事項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同事項を同様式8の事項とし、同様式中4の事項から6の事項までを1事項ずつ繰り下げ、同様式3の事項中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同事項を同様式4の事項とし、同様式2の事項の次に次の1事項を加える。

- 3 環境配慮型工場等の該当の有無 有・無

別記第5号様式中

「注 別紙5は、別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセン

ター事業、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合のみ添付すること。」

「注 別紙5は、別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合のみ添付すること。」

改め、同様式別紙1中「本社機能移転事業」を「本社機能移転事業（賃借）」に改め、同様式別紙2中

既存常用雇用者数		内 訳	(既存常用雇用)	
			(道内事業所転入)	
			(既存常用雇用者 計)	
新規常用雇用者数		内 訳	(新規常用雇用)	
			(道外事業所転入)	
			(新規常用雇用者 計)	

を

既存常用雇用者数		内 訳	(既存常用雇用)	
			(出向者)	
			(道内事業所転入)	
			(既存常用雇用者 計)	
新規常用雇用者数		内 訳	(新規常用雇用)	
			(出向者)	
			(道外事業所転入)	
			(新規常用雇用者 計)	

に改め、同様式

別紙2の注の事項及び別紙3の末尾欄外注の事項中「者及び」を「、出向者及び」に改め、同様式別紙5の末尾欄外注の事項中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、「データセンター事業」の次に「、本社機能移転事業（設備投資）」を加える。

別記第7号様式5の事項の次に次の1事項を加える。

6 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

- (1) 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量
- (2) 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量
- (3) $(2) \div (1) \times 100$

別記第7号様式別紙2中

既存 常用 雇用 者 数	(既存常用雇用)	
	(道内他事業所からの転入)	
	(既存常用雇用者 計)	
新規 常用 雇用 者 数	(新規常用雇用)	
	(道外事業所からの転入)	
	(新規常用雇用者 計)	

を

既存 常用 雇 用 者 数	(既存常用雇用)	
	(出向者)	
	(道内他事業所からの転入)	
	(既存常用雇用者 計)	
新	(新規常用雇用)	

に改め、同様式別紙3

規 常 用 雇 用 者 数	(出向者)	
	(道外事業所からの転入)	
	(新規常用雇用者 計)	

の末尾欄外注の事項中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、「データセンター事業」の次に「、本社機能移転事業（設備投資）」を加える。

別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式5の事項の次に次の1事項を加える。

6 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

- (1) 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量
- (2) 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量
- (3) $(2) \div (1) \times 100$

別記第8号様式別紙1中

既存 常用 雇用 者 数	(既存常用雇用)	
	(道内他事業所からの転入)	
	(既存常用雇用者 計)	
新規 常用 雇 用 者 数	(新規常用雇用)	
	(道外事業所からの転入)	
	(新規常用雇用者 計)	

を

既 存 常	(既存常用雇用)	
	(出向者)	

用 雇 用 者 数	(道内他事業所からの転入)	
	(既存常用雇用者 計)	
新 規 常 用 雇 用 者 数	(新規常用雇用)	
	(出向者)	
雇 用 者 数	(道外事業所からの転入)	
	(新規常用雇用者 計)	

に改め、同様式別紙2

の末尾欄外注の事項中「航空機関連製造業」を「宇宙・航空機関連製造業」に改め、「データセンター事業」の次に「、本社機能移転事業（設備投資）」を加える。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定及び同規則第12条第1項の規定による補助金の交付については、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。